

# 独立行政法人日本学生支援機構の「給付型奨学金」の申込について

高等学校等卒業後2年以内の既卒者が対象の、平成30年度進学者向けの予約奨学金の制度です。このため、上級の学校に在学中の既卒者は対象者に含まれません。

なお「給付型奨学金」募集の詳細は独立行政法人日本学生支援機構のHPで閲覧できます。学生支援機構ホームページ([www.jasso.go.jp](http://www.jasso.go.jp))内の「給付型奨学金」のpdfパンフレットを参考にして下さい。

## 目的

給付型奨学金制度は、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学を断念することのないよう、返還不要の奨学金を給付することにより、進学を後押しします。

## 1. 推薦者の選考対象

○給付奨学生採用候補者の選考は、以下のいずれかに該当する者の中から行います。

- ①家計支持者が個人住民税（市町村民税）所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ②生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③社会的養護を必要とする生徒等の場合は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の措置として以下の施設等に入所等していること（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）
  - ・児童養護施設（児童福祉法第41条に規定する施設）
  - ・児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
  - ・児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
  - ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
  - ・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
  - ・里親（同法第6条の4に規定する者）

### （1）人物について

○学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学の目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること。

### （2）健康について

○学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条による定期又は臨時の健康診断等により、修学に耐え得るものと認められること。

### （3）学力及び資質について

○下記のいずれかの要件を満たしていること。

- ①各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者
- ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者
- ③社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

### （4）家計について

○「1. 推薦者の選考対象」であることを確認した上で、申込者の属する世帯の状況や生活環境などを勘案して、申込者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

## 2. 本校の選考内容

◆本校では日本学生支援機構が定める上記の要件に加え、以下の要件を満たした者を選考対象とします。

- ①教科の成績が良好であり、向学心旺盛で更に上級学校での教育を受けるに足る資質を有していること。
- ②3カ年で「欠席が20日以内、遅刻・早退の合計が30回以内」であること。

○備考：選考の際の資料は、本校在学時のものです。

## 3. 募集締切期日 平成29年6月7日(水)

問い合わせは 本校 保健厚生部 奨学金担当者まで